

小諸市犯罪被害者等給付金について(ご案内)

市では、犯罪被害に遭われた被害者等(本人、家族、遺族)への支援として、「支援金」や「日常生活支援助成金」の給付をします。

※令和6年4月1日以降の犯罪被害に限ります。

◎ 犯罪被害者等支援金

■ 対象となる犯罪:殺人、強盗致死、傷害などの故意犯

■ 対象となる方 :当該犯罪が行われたときに、市民であった方

①遺族支援金⇒犯罪行為により亡くなられた方の遺族に対して

【30万円】

②重傷病支援金⇒犯罪行為により重傷病を負った被害者ご本人に対して

【10万円】



犯罪被害者等支援

シンボルマーク

「ギョットちゃん」

◎ 犯罪被害者等日常生活支援助成金

■ 対象となる犯罪:殺人、強盗致死、傷害などの故意犯

■ 対象となる方 :当該申請をするときに、市民である方で
犯罪被害者、その遺族及び家族

民間または公共サービスを利用した際の費用の一部を市民に助成します。

日常生活支援内容	助成金 ※いずれも上限
家事、育児及び介護サービス	4,000 円/時間(72 時間)
配食サービス	1 人 1,000 円/日(30 日)
一時保育利用	2,400 円/回(10 回)
転居費用	200,000 円/回(2 回)
カウンセリング費用等	5,000 円/回(10 回)
報道対応	230,000 円
弁護士相談	5,000 円/回(3 回)

お問合せ 小諸市役所 市民生活部 人権政策課

〒384-8501 小諸市相生町三丁目 3 番 3 号

電話 0267-22-1700(内線 2311)

FAX 0267-23-8857

E-mail seisaku@city.komoro.nagano.jp

